

教第34号議案

神戸市校区調整審議会委員の解嘱及び委嘱の件

神戸市校区調整審議会委員を次のとおり解嘱及び委嘱する。

平成29年8月21日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

1. 解嘱する委員

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 市民・地域の代表 | 湯田 力 |
| | 帆足 広明 |
| | 寺坂 光夫 |
| (2) 市職員の代表 | 谷口 真澄 |
| (3) 教員の代表 | 川本 京子 |

2. 委嘱する委員

- | | |
|--------------|--------|
| (1) 市民・地域の代表 | 花木 克己 |
| | 森脇 英雄 |
| (2) 市職員の代表 | 稜野 敦雄 |
| (3) 教員の代表 | 光田 多賀子 |

3. 任期

平成29年9月1日から平成30年8月31日まで（前任者の残任期間）

4. 理由

関係機関及び団体の役員改選に伴い、神戸市校区調整審議会規則（昭和36年11月教育委員会規則第9号）第3条及び4条2項の規定に基づき、委員を解嘱し、新たに委員を委嘱する必要があるため。

平成28年度 神戸市校区調整審議会委員名簿

(任期:平成28年9月1日～平成30年8月31日)

区分	フリガナ氏名	会長	役職等	性別年齢	備考
学識経験者	シラスギ ナオコ 白杉 直子	◎	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科教授	女 60	5期目
	ヤズミ ミサコ 八隅 美佐子	○	弁護士	女 52	4期目
	ヤマシタ コウイチ 山下 晃一		神戸大学大学院 人間発達環境学研究科准教授	男 46	3期目
	ドウジョウ ユキ 道城 裕貴		神戸学院大学 人文学部人間心理学科准教授	女 37	1期目
市民・地域代表	ユダ チカラ 湯田 力		神戸市立小学校PTA連合会会長 (長尾小)	男 46	1期目
	ホアシ ヒロアキ 帆足 広明		神戸市立中学校PTA連合会会長 (湊翔楠中)	男 42	1期目
	テラサカ ミツオ 寺坂 光夫		神戸市選挙管理委員会委員長 (元 市議員)	男 86	2期目
	イノウエ チヅコ 井上 智津子		神戸市婦人団体協議会理事	女 74	2期目
市職員	クニグチ マスミ 谷口 真澄		東灘区長	男 55	2期目
教員代表	カワモト キョウコ 川本 京子		神戸市立小学校長会役員 (南落合小)	女 59	1期目
	イケダ ヨウコ 池田 容子		神戸市立中学校長会役員 (太山寺中)	女 59	2期目

(女性割合55%)

◎:会長 ○:会長代理

※ 改選の対象となる方を網掛けで示している。

平成29年度 神戸市校区調整審議会委員名簿(案)

平成29年9月1日現在(任期:～平成30年8月31日)

区分	フリガナ氏名	会長	役職等	性別年齢	備考
学識経験者	シラスギ ナオコ 白杉 直子	◎	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科教授	女 61	5期目
	ヤズミ ミサコ 八隅 美佐子	○	弁護士	女 53	4期目
	ヤマシタ コウイチ 山下 晃一		神戸大学大学院 人間発達環境学研究科准教授	男 47	3期目
	ドウジョウ ユキ 道城 裕貴		神戸学院大学 人文学部人間心理学科准教授	女 38	1期目
市民・地域代表	(未定)		(神戸市立小学校PTA連合会)		
	ハナキ カツミ 花木 克己		神戸市立中学校PTA連合会会長 (原田中)	男 46	1期目
	モリワキ ヒデオ 森脇 英雄		神戸市選挙管理委員会委員長 (元 市議員)	男 75	1期目
	イノウエ チヅコ 井上 智津子		神戸市婦人団体協議会理事	女 75	2期目
市職員	カドノ アツオ 椋野 敦雄		東灘区長	男 55	1期目
教員代表	ミツダ タカコ 光田 多賀子		神戸市立小学校長会役員 (竹の台小)	女 60	1期目
	イケダ ヨウコ 池田 容子		神戸市立中学校長会役員 (太山寺中)	女 60	2期目

(女性割合60%)

◎:会長 ○:会長代理

※ 改選された方を網掛けで示している。

○神戸市校区調整審議会規則

〔昭和 36 年 11 月 24 日
教委規則 第 9 号〕

改正 昭 51. 5. 13 教委規則 11, 平 9. 11. 21 教委規則 6

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 31 年 11 月条例第 36 号)第 2 条の規定に基づき、神戸市校区調整審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民・地域の代表者
- (3) 市職員
- (4) 市立学校教職員の代表者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行なう。

(議事)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席をもつてこれを開く。
- 3 審議会の会議の議事は、出席者の過半数で決する。
- 4 可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部外者の出席)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

(幹事長、幹事及び書記)

第8条 審議会に幹事長1人、幹事4人及び書記若干人を置き、教育長が任命する。

2 幹事長は、審議会の事務を総括する。

3 幹事は、審議会の事務を整理する。

4 書記は、幹事を補佐して審議会の事務に従事する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭51.5.13 教委規則11)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平9.11.21 教委規則6)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成9年11月30日から平成10年8月31日までとする。